

家族による財産管理・承継の新たな手法

マンガで
わかる

家族信託[®]

えっ?!

認知症になったら
財産管理は
どうしたらいいの?
後見人制度は?!



「家族信託[®]」
なら大丈夫!
元気うちに
「家族信託」を組めば
老後も相続も安心!



— 家族信託[®]の活用場面 —



認知症後の
相続対策

不動産の
共有対策

障がい者の
親なきあと問題

三次相続
以降の
承継者指定

お問合せはこちらの家族信託普及協会正会員まで



センチュリー21(株)リアルタイム

南口店: 〒167-0023 杉並区上井草1-24-16

TEL: 03-3396-1620 FAX: 03-3396-7862

北口店: 〒167-0021 杉並区井草3-4-1 リアルタイムビル1F

TEL: 03-3396-1601 FAX: 03-5311-0877

HP: www.century21ace.co.jp Mail: realtime@century21ace.co.jp

発行 一般社団法人 家族信託普及協会[®]

監修 宮田総合法務事務所

制作協力 プロサーチ株式会社
株式会社日本BPO

マンガ制作 株式会社コミアル

1 高齢者の増加に伴って認知症を発症する方が増えています

2 一説によると85歳以上では25%が認知症になると言われています

2013年厚生労働省研究班調べ

夫婦の両親(4人)のうち、一人は認知症になる計算です...

3 認知症になると困るのが財産管理や相続対策です

特に、生前贈与や土地活用などに代表される相続対策(含相続税対策)が出来なくなるからです

多くの人はこの間に対策をしようと考えます

しかし実際にはこの間しか対策が出来ません

認知症発病

相続発生

対策出来ます

対策出来ません

ダメなの? !? ーブー

4 更に平成27年1月からは相続税の基礎控除が引き下げられ増税へ

40%ダウン!

例えば子供2人の場合
今までは7000万円の控除額だったのが

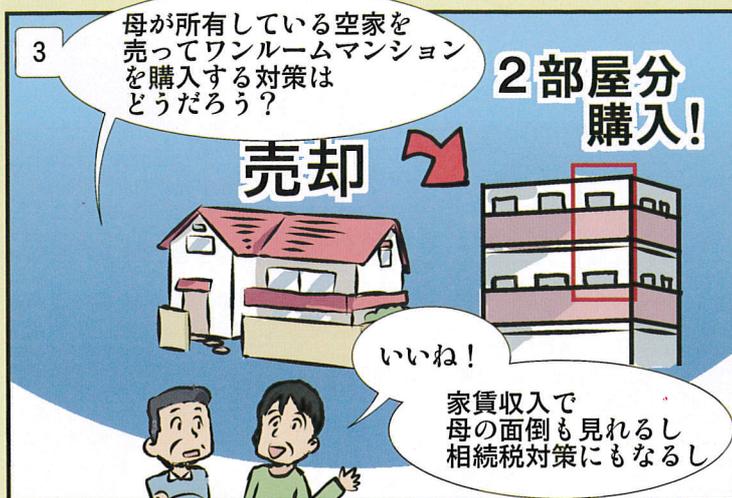
基礎控除 5000万円→3000万円
法定相続人 1人当りの控除額 1000万円→600万円

4200万円まで下がる事に!

相続税がかかる人が一気に増えると予想されています

5 ここにその事を心配するAさんがいます

このAさんのケースを見てみましょう



1

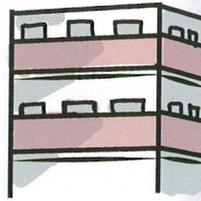
後見人制度の落とし穴

後見人はあくまでも『財産を守る事』が役目です

従って原則
資産を組み替えたり
運用したりは
出来ないのです



売って現金化し



マンション経営



株

株式投資

NG

家賃収入で
母の面倒をみようと思ってもダメなの？

はい

家という資産を
ちがう資産に組み替える事は
難しいのです

※詳しくは司法書士などの専門家、もしくは家族信託普及協会®正会員にご確認下さい

2

だから認知症の恐れがあるなら
予め適切な対応が必要なのです



3

せっかく
良い相続対策案
だと思ったのに...



お母さんの症状は
良くなることはない
なあ...



4

しかし認知症になる前なら
良い秘策があります

今これを実施すれば
認知症になった後でも
財産管理や資産の組み換えや
運用が出来る方法があります

え!?

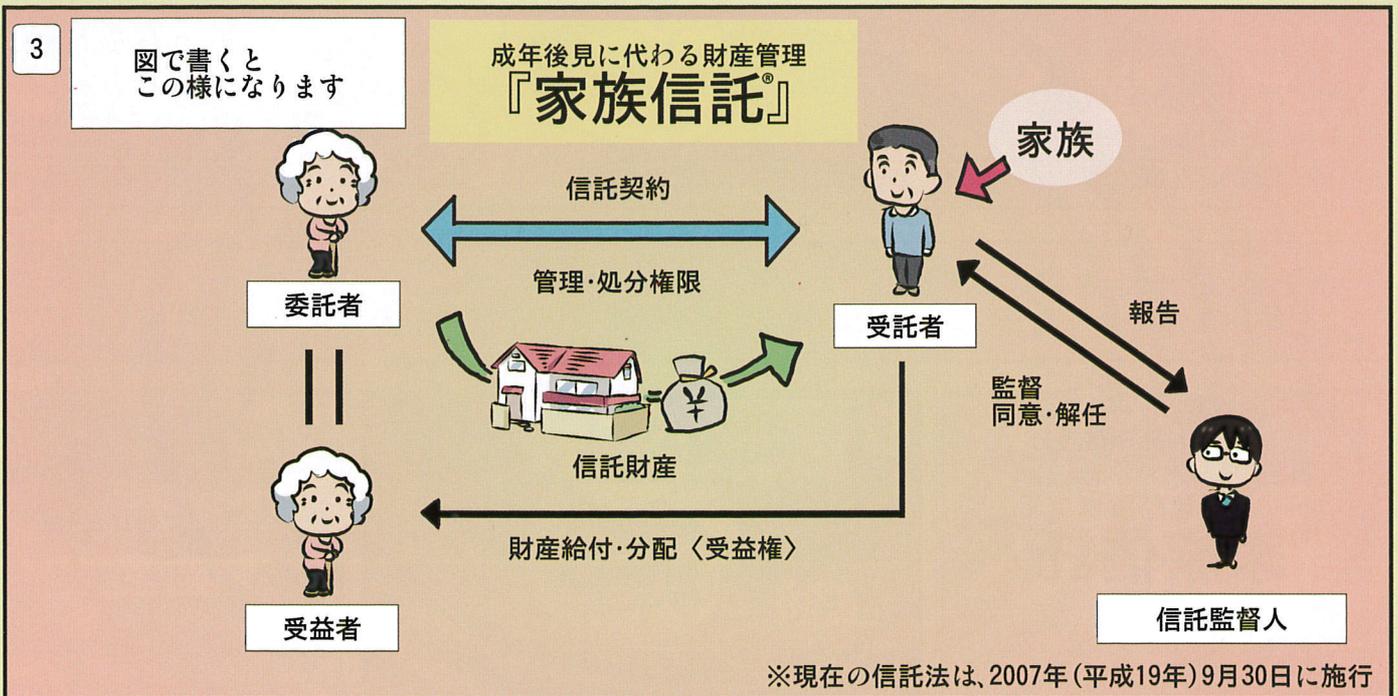
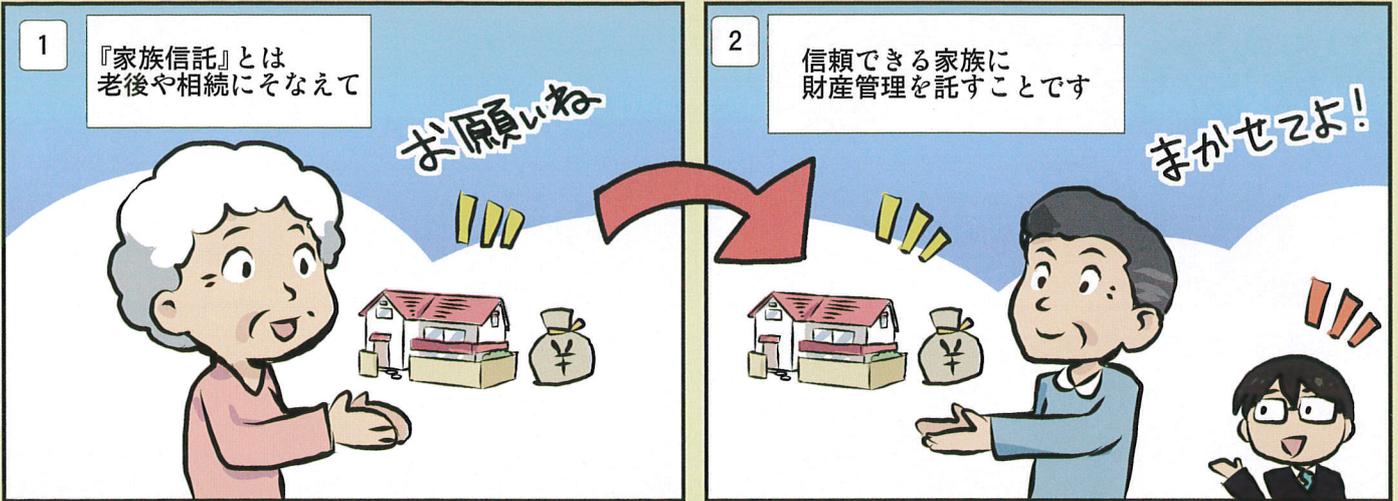


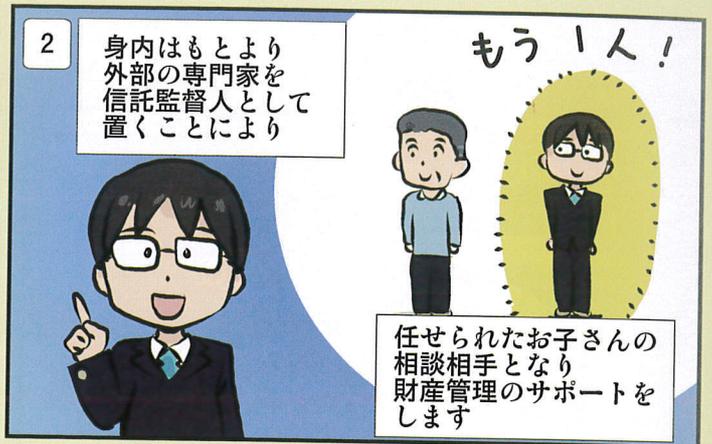
5

それが
『家族信託』
です

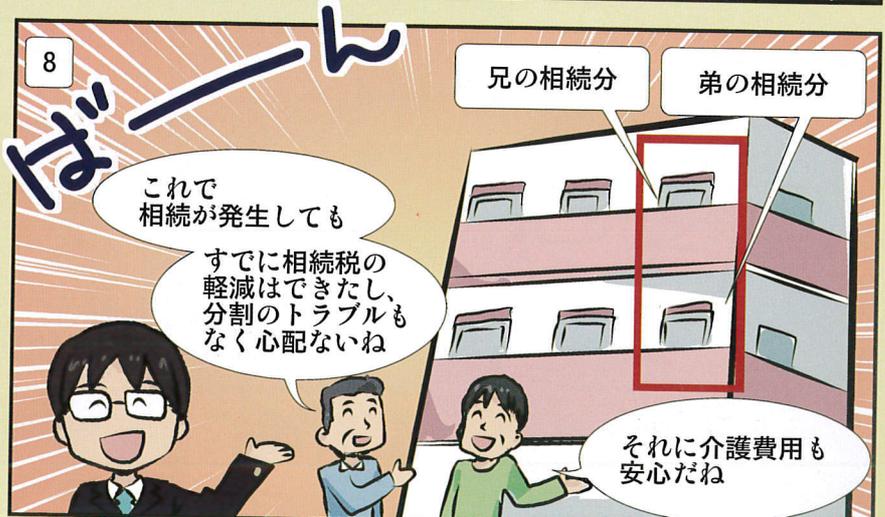


家族信託[®]とは



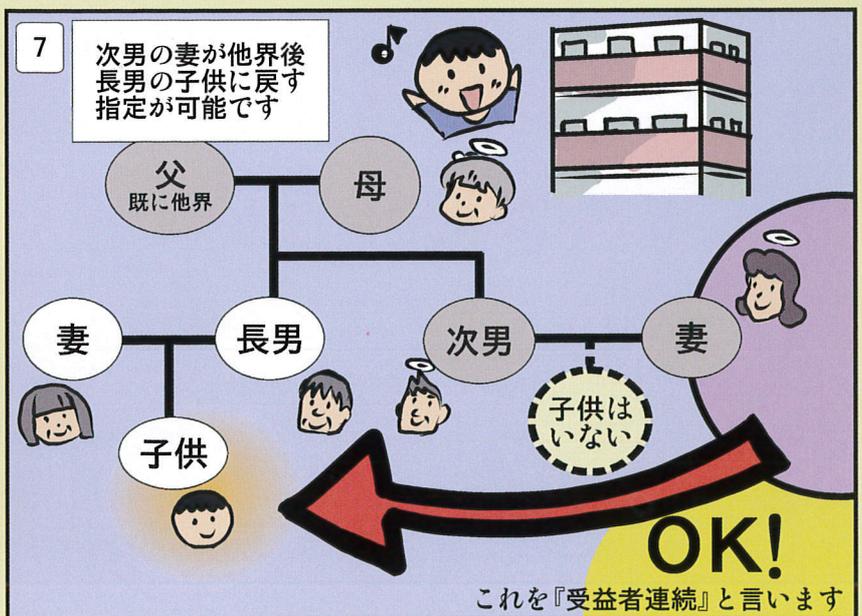
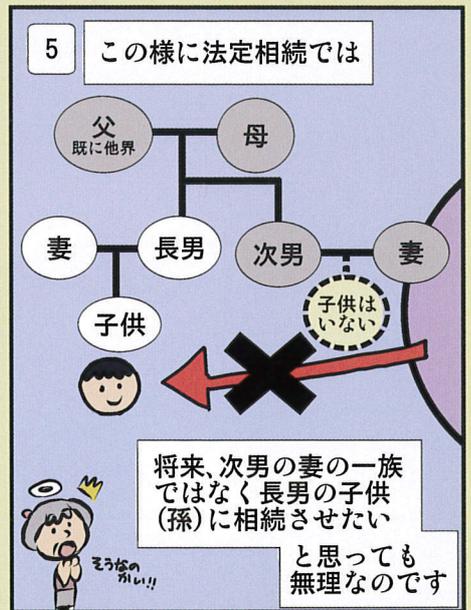
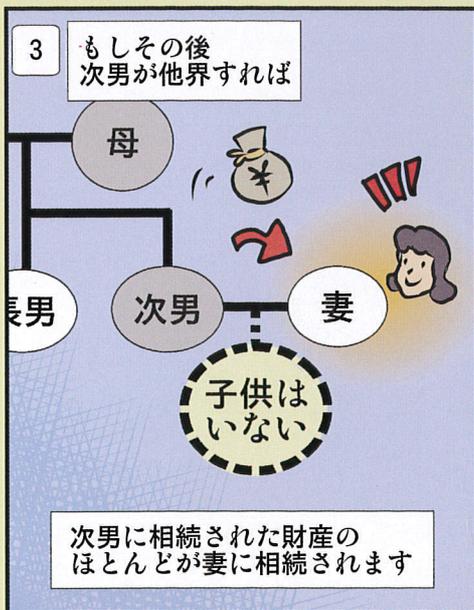
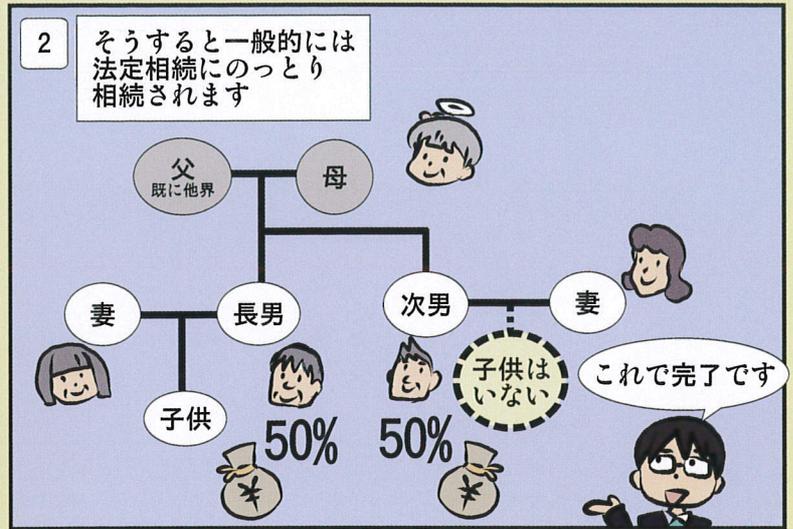


つまり認知症になる前に家族信託をしておけば
認知症発症後でも、安心した財産管理と相続発生ギリギリまでの相続対策が可能です



その他のケースもあります

ケース1 法定相続の概念にとらわれない資産継承も可能



ケース2 不動産の共有化対策

1 不動産を共有で相続してしまうと
その処分には共有者全員の承諾が必要です

建替え
売却?!

大変だ...

共有者の一人でも意思判断が出来なくなると建替えや売却などはできません

2 しかし他の共有者や自分の家族などを
受託者としておけば、誰かの意思判断
能力が衰えても心配ありません

大丈夫!

ケース3 障がい者等の親なきあと問題

3 例えば障害を持っている
一人っ子が両親から
相続を受けたとします

4 この子の他界後
相続する相手がいない場合は
財産は国庫に
納められることとなりますが

5 家族信託なら
相続先の指定が
可能です

この子が亡くなった後は
お世話になった施設や
団体に寄付したい

納めていただきます

ぽっ

家族信託の組成は
家族信託普及協会®の正会員にご相談下さい

6 家族信託は
まだ認知度は低く
相続の専門家でも
知らない人がいます

家族信託普及協会では
正会員に対して
家族信託に関する情報提供や
啓発活動を行っており

7 経験値も蓄積されて
いますので
安心してご相談下さい

ざざざ!

本冊子でご紹介致しました家族信託制度の活用事例は、制度を簡易にご理解いただくための一例です。
制度の利用によって得られる効果や狙いは一律なものではなく個々に変わって参ります。
ご検討の際には必ず専門家にご相談下さい。

1.3 家族信託と他の制度との違い

1.3.1 生前の財産管理を担う役割

委託者の所有する財産の管理・運用・処分等を、第三者が行うことができる制度としては、「委任契約（委任による代理）」と、「成年後見制度」があります。その他、寄託等もありますが、煩雑になりますので除外します。

これらと家族信託の違いは下のよう整理できます。

	委任契約	成年後見制度	家族信託
委託者の設定時における意思判断能力	意思判断能力を有する場合のみ設定可能	意思判断能力を有する段階で設定する任意後見と、喪失後に設定する法定後見	意思判断能力を有する場合のみ設定可能
法的行為の主体者	受任者	成年後見人	受託者
契約期間中に委託者の意思判断能力が喪失した場合	終了しないが、本人確認において実務上、対応不能のリスクがある	成年後見人が被後見人の財産の管理を行う	信託契約の定めに従い受託者の権利と義務は継続
身上監護	無	有	無
柔軟な財産の管理処分	委任契約内容に従い可能	成年後見発動後（対象者の意思判断能力の喪失後）は保全を目的とした財産の管理しかできない	信託契約の定めに従い受託者の判断で可能
委託者の死亡時	委任契約は終了（例外として死後事務委任契約がある）	任意後見、法定後見ともに終了	信託契約の定めに従い受託者の権利と義務は継続可
委託者死亡後の資産承継先指定	できない	できない	信託契約の定めに従い設定可能
必要コスト	委員契約の定めに従った費用は契約期間中に発生	<ul style="list-style-type: none"> ・申立時のコスト ・後見の開始から被後見人の死亡による後見終了まで後見人報酬が発生 ・後見監督人が就けば更に監督人報酬も発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定時のコスト ・受託者報酬は基本発生しないが、信託契約の定めにより設定も可能 ・信託監督人、受益者代理人等の設置の場合の各報酬 ・信託期間中の会計報告等に伴うコスト